

第 1 章 計画策定の趣旨等



第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、さまざまな悩みが原因で追い詰められて自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

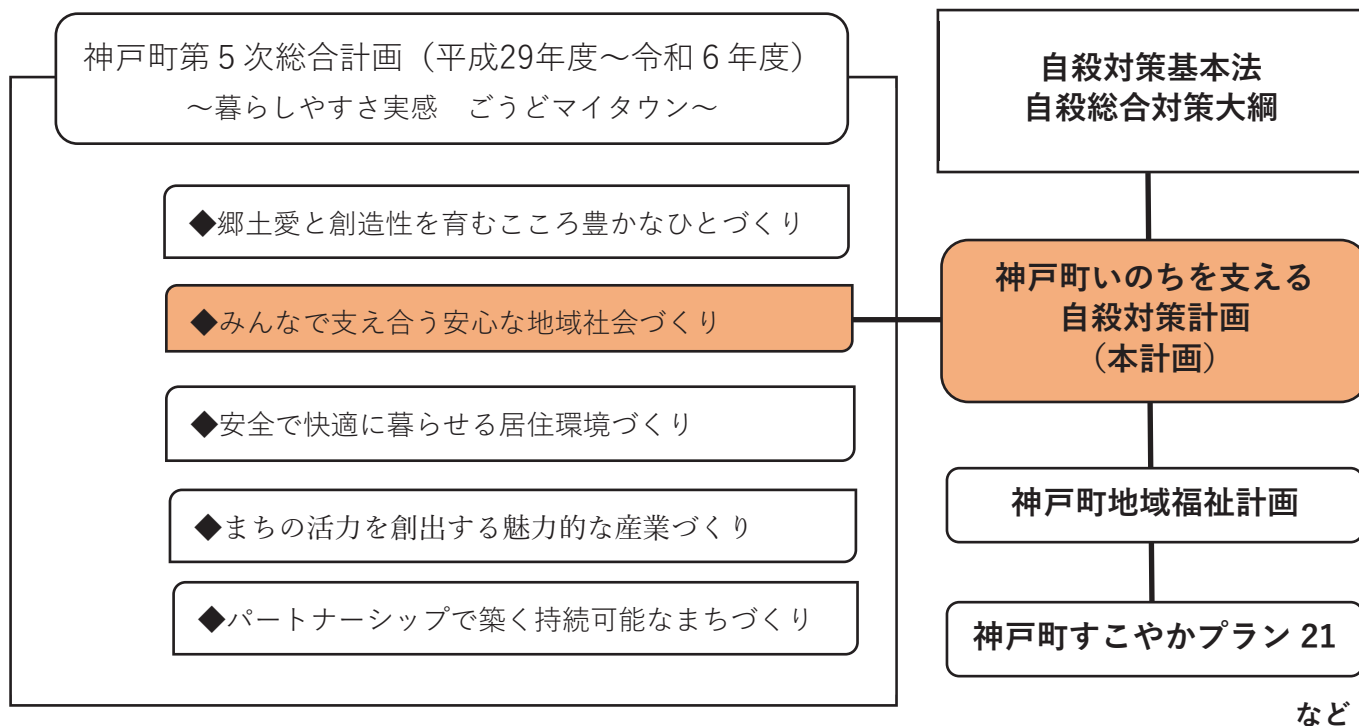
しかし、自殺者は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに、令和2年には新型コロナウイルス感染拡大の影響等で総数は11年ぶりに前年を上回り、特に小中高生の自殺者数は令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になりました。また、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺で亡くなる人数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。それに伴い、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが等しく支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。神戸町でも平成31年3月に「神戸町のちを支える自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない、暮らしやすさを実感できる神戸町」の実現を目指して様々な事業を実施してまいりました。この計画は令和5年度までの計画となっているため、本計画を新たに策定して、さらなる取り組みの充実を図ってまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。自殺総合対策大綱は令和4年10月に新たに閣議決定されたため、本計画にもその趣旨を反映させています。

また、中長期的な視点を持って継続的に自殺対策を実施していくため、本計画を、「神戸町第5次総合計画」におけるまちづくりの将来像『暮らしやすさ実感 ごうどマイタウン』のもとに掲げる5つの基本目標のうち、「みんなで支え合う安心な地域社会づくり」を目指す目標に位置づけます。



3 SDGs（持続可能な開発目標）と自殺対策の関係

平成27年に国連サミットにおいて人類がこの地球で暮らし続けていくために、令和12年までに達成すべき具体的な目標を立てました。それが「持続可能な目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」です。SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、自殺対策の理念と合致します。本計画においても、それぞれの取り組みについて自殺対策としてだけでなくSDGsの取り組みとして捉え、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこと致します。本計画で目指すSDGsは以下の通りです。



4 計画の推進期間

国の自殺対策の指針である自殺総合対策大綱は、平成19年6月に初めて策定された後何度か見直し経て、平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われました。直近では令和4年10月に自殺総合対策大綱が見直され、「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取り組み強化」などが示されました。

これまでの計画は、平成28年の自殺対策基本法改正後の平成29年に示された新たな自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて平成31年度から令和5年度までの計画として策定されています。本計画は、国や県の動きや自殺実態、社会状況等の変化を踏まえる形で、おおむね6年に一度を目安に内容の見直しを行うこととし、「神戸町いのちを支える自殺対策計画令和6年3月改訂版」の推進期間を令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

5 計画の数値目標

国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに人口10万人当たりの自殺者数（以下、「自殺死亡率」という）を、30％以上減らし13.0以下とすることを目標に定めています。

このような国の方針を踏まえながら、神戸町の計画の目指すべき目標値として、平成28年までの5年間の平均自殺死亡率の18.0（自殺者数4人）を本計画の計画期間である令和11年度末までに30％以上減らし、12.6％以下とすることを目標にします。

	基準値	現状	目標値
基準	平成24～28年 (5ヵ年平均)	平成29～令和3年 (5ヵ年平均)	令和5～9年 (5ヵ年平均)
自殺者数	3.6人	2.8人	2人以下にする
自殺死亡率	18.0	14.5	12.6以下にする
対 現状比	100%	80.6%	70.0%以下にする

※ 目標値は令和11年の秋に確認できる最新の数値

本計画では、国の数値目標にならい、自殺死亡率の30％減少を目標と設定しています。しかし、「1 計画策定の趣旨」で述べたとおり、町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない、暮らしやすさを実感できる神戸町」です。すなわち神戸町での自殺者数は0人を目指しています。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めて取り組みを行っていくことと、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。また、神戸町の人口規模が小さいことを利点ととらえ、住民一人ひとりがお互いに顔の見える関係を築くことで「誰も自殺に追い込まれることのない、暮らしやすさを実感できる神戸町」の実現を目指します。